

ニーズ調査について

子ども・子育て支援法第 61 条(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第 4 項 市町村子ども・子育て支援計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他事情を勘案して作成されなければならない。

第 5 項 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事業を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

国の基本指針

市町村は、市町村子ども・子育て事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

ニーズ調査の目的

教育・保育及び子育て支援事業の「現在の利用状況」と「今後の利用希望」を踏まえて、教育・保育及び子育て支援事業の量の見込みを設定（子ども・子育て支援事業計画を作成）すること。（どのような子育て支援事業が必要とされているか等